

## 第 48 回横須賀市社会福祉審議会（全体会） 議事要旨

### 1 開催日時

令和 7 年（2025 年）1 月 17 日（金） 午後 3 時 30 分から午後 4 時 20 分まで

### 2 開催場所

横須賀市役所 消防局庁舎 4 階 災害対策本部室

### 3 出席者

（委員）

＜民生委員審査専門分科会＞

井澤委員、上田委員、小幡委員、工藤委員、竹内委員、玉泉委員

＜福祉専門分科会＞

青木委員、石田委員、磯崎委員、井上委員、岩澤委員、白井委員、玉川委員、  
豊島委員、橋本委員、松尾（和）委員、渡部委員

＜障害福祉専門分科会＞

秋元委員、市川委員、海原委員、加藤委員、金子委員、松谷委員、山邊委員

＜高齢福祉専門分科会＞

荒木委員、鈴木委員、西村委員、沼田委員、半澤委員、星名委員、松尾（健）委員、  
山本委員

以上 32 人  
（分科会別 50 音順）

（事務局）

平澤民生局長、藤崎福祉こども部長

清水福祉総務課長、中島地域福祉課長、八橋障害福祉課長、茂木介護保険課長

福祉総務課 長谷川主査、稲葉主査、久島、村上

障害福祉課 窪課長補佐

介護保険課 本松係長、青井主任

### 4 当日資料

社会福祉審議会委員名簿

席次表

- 1 前期の地域福祉計画の進行管理等について
- 2-1 第 6 期横須賀市障害福祉計画（第 2 期横須賀市障害児福祉計画を含む）の進行管理  
と総括について
- 2-2 障害福祉計画からの課題・取り組み一覧（令和 6 年 12 月現在）
- 2-3 次期障害者計画策定に向けたアンケート調査について
- 3 横須賀市高齢者保健福祉計画（第 8 期介護保険事業計画を含む）の実績と評価につ  
いて
- 4 横須賀市重層的支援体制整備事業実施計画（案）について

## 5 議事要旨

### 開 会

事務局（福祉総務課長）が司会となり開会した。

#### （1）定足数報告

委員 34 人中 32 人出席のため、社会福祉審議会条例（以下「条例」という。）第 4 条第 4 項により会議が成立している旨を報告した。また、傍聴者は 2 人と報告した。

#### （2）議事

条例第 4 条第 3 項の規定により、以下、松谷委員長が議事の進行を行った。

##### ①前期の横須賀市地域福祉計画の進行管理等について

福祉総務課長が資料 1 を用いて、前期の横須賀市地域福祉計画の進行管理等について説明を行った。説明に対し、出席委員から質疑等はなかった。

##### ②第 6 期横須賀市障害福祉計画（第 2 期横須賀市障害児福祉計画を含む）の進行管理等について

障害福祉課長が資料 2-1、2-2、2-3 を用いて、第 6 期横須賀市障害福祉計画（第 2 期横須賀市障害児福祉計画を含む）の進行管理等について説明を行った。説明に対し、出席委員から質疑等はなかった。

##### ③横須賀市高齢者保健福祉計画（第 8 期介護保険事業計画を含む）の進行管理等について

介護保険課長が資料 3 を用いて、横須賀市高齢者保健福祉計画（第 8 期介護保険事業計画を含む）の進行管理等について説明を行った。説明に対し、出席委員から質疑等はなかった。

##### ④横須賀市重層的支援体制整備事業実施計画案の報告について

地域福祉課長が資料 4 を用いて、昨年策定した横須賀市地域福祉計画の実施計画として策定する横須賀市重層的支援体制整備事業実施計画案の概要について説明を行った。

以下のとおり、委員と事務局の質疑応答があった。

#### 海原委員

計画書 10 ページに記載されている地域活動支援センター機能強化事業について、地域活動支援センター I 型を 2 か所、委託で設置しているとある。重層的支援体制整備事業では、地域活動支援センターについて、国が重要な位置づけをしていると思うが、今後、横須賀市内で地域活動支援センターをさらに拡大していく考えはあるか。

## 事務局

資料にはⅠ型を載せているが、地域活動支援センターには、他にもⅡ型、Ⅲ型がある。そもそもの市内の地域活動支援センター、地域作業所のあり方について、今後、考えていく必要があると認識している。例えば、補助金の仕組みを見直し、作業が中心ではなく、日中の居場所づくりというようなことも視野に入れながら、運営内容などを検討していく必要があると考えている。

## 海原委員

今後、そういったものを考えながら、Ⅰ型だけではなく、Ⅱ型、Ⅲ型の部分も、重層的支援体制整備事業の中で位置づけるような考え方もあると受け取ってよいか。

## 事務局

そのように考えていただいてよい。

## 小幡委員

6ページの「2 現状と課題」の(1)で「相談支援体制」、(2)で「地域づくり」と記載されているが、これらの言葉の定義について、5ページの「図表1 各事業の概要」が指していると認識してよいか。

## 事務局

相談支援体制の現状として、相談支援に取り組む事業者が考えている課題等を、5ページの「図表1」の「1 包括的相談支援事業」に記載している。

## 小幡委員

まず相談支援体制とは何かを記載したうえで、次にその現状として、できていることとできていないことを記載し、その後に課題を解決するための対応策を記載する流れのほうが、計画として読みやすいと思う。

また、6ページの「①現状」に書かれていることが課題で、「②課題」に書かれていることが課題を解決するための対応策と見受けられるが、いかがか。

## 事務局

ご指摘の内容について、「①現状」の内容は、確かに課題として捉えるべき内容であると感じた。地域福祉計画からの抜粋部分となっているため、どのように記載するかは再度検討させていただきたい。

## 小幡委員

地域福祉計画に記載してあることも承知しているが、初めて策定する計画であるため、読んだ人が分かりやすいものがよいと思う。

続いて、9ページの「(1) 相談支援体制について」に、既に行われている各分野の相談支援事業が記載されているが、重層的支援体制整備事業実施計画としては、それぞれの分野の仕組みをどうつなげていくかというところを記載すべきと考えるため、ほっとかんの取り組みを9ページに記載すべきではないか。

また、11 ページの「(3) 社会参加支援について」には、生活困窮者自立支援事業しか書かれていないが、6 ページの同項目には「高齢者をはじめとした多様な就労・社会参加の促進」とある。

9 ページからの「4 具体的な施策」には、現状実施している施策だけではなく、それをどのようにつなげていくかや、特定の分野に偏ることなく、すべての属性や世代が網羅されるような施策を掲載すべきだと思うが、表記の仕方等、工夫することは可能か。

#### 事務局

9 ページの「(1) 相談支援体制について」には、厚生労働省が「相談支援体制」の事業として規定しているもののうち、本市で実施しているものを記載している。

委員ご発言のとおり、重層的支援体制整備事業を実施するためには、各機関の協働や、ほっとかんにおけるコーディネート機能を強化していく必要があると考えており、これらの取り組みは12 ページの「(5) 他機関協働について」の「重層的支援事業」に記載している。

国の事業の実施要綱に倣って作成しているため、このような記載となっているが、もう少しわかりやすく記載できないか、検討したい。

#### 小幡委員

11 ページの「(3) 社会参加支援について」や「(4) アウトリーチ等による継続的な支援について」で、例えば、障害者の就労支援など、ここに記載している以外にも既に行っている事業があるため、それらもきちんと記載したほうがよい。国が示した基本の形に沿って作成しているのは理解するが、折角、策定する計画であるため、分かりやすいものになるといいと思っている。

#### 事務局

確定まで時間があるため、少し見直しを行い、意見を反映させていきたい。

#### 西村委員

小幡委員への補足になるが、「包括的相談支援事業」や「地域づくり事業」とは何かということは、法律の条文に対応するものとして、5 ページの《図表1》に記載されているため、別途説明を記載しなくても問題はないと考える。

なお、同図表の「2 地域づくり事業」に、根拠条文として「社会福祉法第106条の4第2項第1号」と記載されているが、第3号の誤りと思われるため、確認いただきたい。

また、今回は新しい事業を創設したわけではなく、既存の色々な事業を、重層的支援体制整備事業という枠組みで、横の連携を重視する形で整理をしたということによろしいか。

#### 事務局

新たな要素としては、資料に記載していないが、行政の体制として、重層的支援体制整備事業を始めるにあたっての連携強化や人員配置を実施していく。また、新たなプラットフォームの形成も考えており、これを新規の取り組みとして国に報告する予定である。

ご指摘のあった法律の号数については誤りであるため、修正させていただく。

(3) 事務連絡

平澤民生局長が、社会福祉審議会委員の任期満了に伴い、お礼の挨拶を述べた。  
委員長からも一言挨拶があった。

進行を委員長から事務局に戻した。

閉 会

以上

※ この議事録は、事務局において要点記録したものです。